

タイ; 被災地における土地問題について

(作成日; 3月11日) 前田悠

インド洋大津波の被災国タイでは、津波以前に居住していた土地に住まいを再建することが不可能な怖れがある被災者達がいる。それは単に、将来的な津波再来を考慮した措置ではない。住居を再建するにあたり、その土地が誰の土地なのかという問題が発生しているのである。〈表1〉は、タイの政府組織の1つであるコミュニティー組織開発機構(CODI)が調査・要約したタイ南部6県の被災村落の概況である。南部6県の海岸沿い、つまりアングマン海に面し津波来襲の危険性があった418村落の中で、合計161村落が被災し、その中でも47村落が深刻な被害を受けた。被災者達は、倒壊・半壊した住居が再建されるまでの期間、避難キャンプなどで日々を過ごしている。海軍や政府機関、援助団体、時には住民が協力して元の土地に住居を建設しており、生活再建の第一歩を踏み出そうとしている。しかし一方で、土地の権利に関して問題を抱える32のコミュニティーにとっての第一歩とは、元の土地に居住する権利を獲得することから始めなければならない。

〈表1〉タイ南部6県の被災村落概況(2月2日HP掲載のCODI資料より)

http://www.codi.or.th/tsunami/summary_020248_01.htm

| 県名 | 海岸沿いの村落数* | 被災した村落数* | 深刻な被災村落数 | 世帯合計数 | 被災家屋合計数 | 被災漁船合計数 | 土地の権利に関して問題を抱えたコミュニティー合計数 |
|-------|-----------|----------|----------|-------|---------|---------|---------------------------|
| パンガー | 123 | 46 | 25 | 3,379 | 2,546 | 581 | 14 |
| ラノン | 43 | 14 | 6 | 417 | 221 | 1,053 | 6 |
| クラビー | 83 | 18 | 6 | 561 | 414 | 793 | 5 |
| プーケット | 38 | 18 | 6 | 620 | 346 | 132 | 6 |
| サトゥーン | 74 | 29 | 3 | 200 | 33 | 463 | n.a |
| トラン | 57 | 36 | 1 | 248 | 100 | 285 | 1 |
| 合計 | 418 | 161 | 47 | 5,448 | 3,676 | 3,307 | 32 |

*) 1月13日作成(HP掲載日; 1月18日) CODI資料より。

2月27日から2日間、政府組織、NGO、被災住民ら総計1123人が参加した津波復興セミナーでは、今後の生計手段や地域社会再建といった問題以上に、住居再建と土地の問題が議論された。住民側から政府への提言として、コミュニティーの生活に即して恒久的な居住地をあてがう。特に海外沿いの漁民コミュニティー、法律に即して居住するコミュニティーなどは、元の場所で生活できるよう取り組むこと、長期間暮らしている土地の権利をコミュニティーに保障する、または長期間の土地の貸付を行い、将来への不安をなくすこと、長期間暮らすコミュニティーの土地に対して、土地の権利書発行のための調査を実施すること、様々な機関で編成された、土地問題解決委員会を設置することなどが出されたことから、土地の問題が復興の1つの障害となっていることが伺いしれる。

現在生じている、具体的な土地の権利に関する争点は以下の 5 点である。以下に例として記した村落は、問題を抱える 32 のコミュニティの一部である。

借用契約をしておらず、津波後に正しい居住権・借用権に関して調整しているコミュニティ。

- ・ **ブーケット県ターチャットチャイ村**

長期間住み続けている土地ではあるが、公有地もしくは個人に奪われた土地のコミュニティ。コミュニティの居住地に関して、行政と住民の間で合意と協力を形成できるが、土地の権利に関しては未だ不明確なコミュニティ。

- ・ **パンガー県パークトリアム村**
- ・ **クラビー県ホワレーム村 1,2、**
- ・ **サンカーフー村。**
- ・ **ラノーン県ハートブラパーン**
- ・ **ハートサイカーオ 2**
- ・ **サイダム島**
- ・ **ブーケット県パークパーン ; パトン・ビーチ**

公有地に長く居住し、津波後に、行政側がもとの土地での家屋建設許可を出したくない、他の目的で活用したいと考えられている土地に住むコミュニティ。

- ・ **パンガー県トゥングワー**

公有地もしくは私有地で、重複した土地権利書を持ち、元の場所での恒久的居住を阻止されているコミュニティ(前田註；おそらく彼らも何らかの土地権利書を持っているのだが、土地の権利に関する複雑な規定、改定などの結果、実は公有地もしくは私有地でもある土地)。

- ・ **パンガー県タップタウン**
- ・ **ナイライ村**
- ・ **ナムケム村**

そのほかの問題を抱えているコミュニティ。例えば、ナムケム村のコミュニティは幾重もの複雑な問題を抱えており、ムック島のコミュニティは、保護林での居住を希望していることなど。

- ・ **パンガー県ナムケム村**
- ・ **トラン県ムック島**
- ・ **パンガー県コーカオ島**

土地の権利を持たない被災民の問題を、更に深刻化させている主要因の1つが観光産業である。年間1000万人以上(2002年以降)の外国人観光客が訪れるタイにおける、主要観光アトラクションの1つが「Sea Sand Sun」と形容される南部ビーチ・リゾート、つまり「南国の楽園」という一面である。アンダマン海側においては、「東洋の真珠」と形容される古株プーケット島を筆頭とし、その周辺各県で急速且つ継続的にリゾート開発が進められてきた。「南国の楽園」を創出するために、地元住民の立ち退きと、立ち入りを禁止し、プライベート・ビーチと豪華なホテルでもって外国人観光客を出迎えるような外交資本のリゾート経営者やタイ系観光関連事業主達は、津波という不幸を1つの好機にしようと考えている。津波という機会を利用し、まだ未開発の海岸沿いの土地を掌握して今後の観光開発に利用しようという狙いである。そこで、1つの突破口として有力なのが、海外沿いの被災民達を「余所」の土地に移転させ、その土地を掌握することである。その援護射撃となるのが、多少強行な土地投機家や、観光産業こそが繁栄の手段と信じている政治家や役人の存在である。天然資源・環境省事務次官の Plodprasop Suraswadi 氏は、津波発生後、ハリウッド映画の撮影現場となり、飛躍的に観光産業が成長したクラビー県ピーピー島の復興計画に携わり、海岸沿いに暮らしていた住民5000人を、高地の国立公園内に移住させ、観光産業の「復興」に着手すべきという再建案を実施させようと目論んでいる。前述した、土地に関して問題を抱えるコミュニティの1つであるパンガー県タプタワン村では、長年住んでいた居住地が、地元有力者である Kulavanit 氏が購入していた土地であり、その土地でのコミュニティの再建に待ったが掛かっている。また、パンガー県のナイライ村も同様に、住民が土地の権利を持っていないという理由で、元の土地での再建ができないでいる。もとは錫鉱山の労働者として移住し、数百年以上もその土地に暮らしているにも関わらず、津波後になってみれば、土地権利書が誰かの手の中に渡っていた。

観光産業と被災民の土地問題がなぜ繋がるのか。津波後の土地問題に関して現地視察を行った Chirmsak Pinthong 議員の以下の指摘が端的に説明している。

「観光客を誘致しようと役人が考えると、彼らは地元住民を追い出さなければいけないと思ってしまう。観光客は小さな家屋やボートではなく、砂浜と海と太陽を欲していると思っ

ているのです。」

観光産業に関して盛んに交わされる議論は、観光産業による雇用の創出と経済波及効果である。今回のケースで言えば、大した金にもならない漁業などは辞め、リゾート地として発展したほうが、地元住民の安定的雇用という面でも、外国人観光客が落とすドルマネーの波及効果という面でも得策ではないかという意見である。現に既存のリゾート地などでホテル従業員、清掃員や土産品店、レストランなどに従事する人々が多くいるではないかという指摘が必ずされる。「平和産業」と形容される観光産業が、テロや伝染病、天災などの要因によって必ずしも安定的な「金のなる木」でないことが証明され、逆に自然環境と

共生した観光産業のあり方、観光産業の雇用創出と経済効果の実相などについて、未だ解答を模索中である現状において、観光産業の発展が被災民の為になると、高邁に説き伏せる資格を持つ人は果たしているのだろうか。答えは否である。だからこそ、津波というハブニングに乗じて、被災民たちから土地を掌握しようという動きが発生しているのである。観光産業に参入するもしないも、被災者自身が各人の考えのもと決めればよい話で、それは津波の復興とは関係のない事柄である。

マスコミや NGO 団体などは、前述のような土地問題を「第 2 の津波」などと形容して警鐘を鳴らしている。キャッチフレーズとしては良いが、人間は天災を起こさない。